

公正な研究推進にかかる誓約書 Q & A

最終更新日：平成27年9月16日

Q1.自分が誓約書を提出済みかどうかわからない。

A1.公正研究推進事務局（内線3307・3147 boushi@jimu.kumamoto-u.ac.jp）までお問い合わせください。

Q2.熊本大学ポータルへのログインができない。パソコンがない。

A2.熊本大学ポータルより誓約書を提出いただけるのは、平成27年7月1日時点で本学と雇用関係がある教職員のみになります。熊本大学ポータルからの提出が困難な場合は紙媒体で各部局事務担当者へご提出ください。

Q3.現在産休中、病気休業中、他機関出向中の教職員からの誓約書はいつまでに提出するべきか。

A3.復職後に各部局事務担当者まで提出してください。

Q4.現在長期海外出張中の教職員からの誓約書はいつまでに提出するべきか。

A4.帰国後に各部局まで提出してください。

Q5.研修医、医員は誓約書を提出しなければならないか。

A5.本学と雇用関係があるので提出が必要です。ただし、研修医の方は長期間本院を不在にするという事情から、本院での研修中に提出いただくか、本年度中の早めに提出いただくことでご対応ください。

Q6.英語版の誓約書通知文、関連規則等がほしい。

A6.公正な研究推進にかかる誓約書、通知文（参考）、関連規則等は英語版があります。公正研究推進事務局までお問い合わせください。

Q7.誓約書の提出は年度毎に必要か。

A7.一度提出いただければ年度毎に提出していただく必要はありません。